番号	名称	住所	
5272	プラスワン・マーケティング株式会社	東京都港区西新橋二丁目八番六号	平成二十九年十二月四日から平成三十年十二月三日まで
5273	墨東建材工業株式会社	東京都葛飾区東金町五丁目八番十四号	平成二十九年十二月二十八日から平成三十年十二月二十七日まで
5274	大和ホーム株式会社	群馬県高崎市上中居町三百九十七番地二	平成三十年一月九日から平成三十一年一月八日まで

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間

○国土交通省告示第百二十四号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第六百三十五号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（四）　（略）	（一）～（四）　（略）
（五）法人である場合の代表者の氏名　佐野吉彦	（五）法人である場合の代表者の氏名　大内達史
（六）～（九）　（略）	（六）～（九）　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百二十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　保険等の業務を行う事務所の所在地	三　保険等の業務を行う事務所の所在地
イ～ユ　（略）	イ～ユ　（略）
（削る）	メ　大阪府岸和田市土生町二丁目三十番十二号
ミ～ル　（略）	ミ～ヲ　（略）
四　（略）	四　（略）

附　則

この告示は、平成三十年二月一日から施行する。

国会事項

衆議院

議案提出

一月二十九日委員長から提出した議案は次のとおりである。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案（東日本大震災復興特別委員長提出）

質問書提出

一月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自衛隊による初めての米艦艇と航空機の防護に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

日米地位協定第九条の運用に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

自衛隊に関する学説と政府見解の優劣に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

国難ともいえる「それで何人死んだんだ」という松本内閣府副大臣の発言に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

営業活動に携わる労働者の具体的事例への裁量労働制の適用の適否等に関する質問主意書（山井和則提出）

生活保護費の見直しによる低所得世帯への様々な影響に関する質問主意書（山井和則提出）

生活保護基準の見直しに関する質問主意書（池田真紀提出）

議事日程

一月三十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

平成三十年一月三十日（火曜日）

午後四時開議

第一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案（東日本大震災復興特別委員長提出）

参議院

質問主意書転送

一月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

介護報酬の書面請求の廃止が訪問診療に及ぼす影響に関する質問主意書（田村智子提出）（第五号）

イージス・アショアの用途に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六号）

人事異動

内閣

特命全権大使　株丹　達也

願に依り本官を免ずる（一月二十六日）

○外務大臣臨時代理　菅　義偉

国務大臣

外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　林　芳正

内閣府特命担当大臣松山政司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる（以上一月二十七日）

国務大臣　林　芳正

内閣府特命担当大臣松山政司帰朝につき内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる（一月二十八日）

○外務大臣臨時代理解職　菅　義偉

国務大臣

外務大臣河野太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（一月二十九日）

復興庁

願に依り復興庁顧問を免ずる（一月二十六日）　西脇　隆俊

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第１号

近畿地方交通審議会から近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法